任意清算公告

当法人は、平成三十年二月十九日をもって解散し、土地家屋調査士法第四十一条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月十七日

横浜市青葉区しらとり台五一番地一八エスポワール青葉台一〇三号

土地家屋調査士法人豊藏事務所

清算人　豊藏　康之

事業の全部の譲受けに関する公告

ステート・ストリート信託銀行株式会社は、必要な許認可等を条件として、平成三十年六月一日を目処に、ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ証券株式会社（住所東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号）より、同社の事業の全部を譲り受けることを決定いたしました。

つきましては、この事業の全部譲受けにご異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

以上、銀行法第三十四条第一項に基づき公告いたします。

平成三十年四月十七日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号

ステート・ストリート信託銀行株式会社

代表取締役社長　リチャード・ジェイ・フォガティ

事業の全部譲渡に関する公告

ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ証券株式会社は、必要な許認可等を条件として、ステート・ストリート信託銀行株式会社（住所東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号）に対し、当社の全ての事業を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

なお、効力発生日は平成三十年六月一日（予定）です。

平成三十年四月十七日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号

ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ証券株式会社

代表取締役社長　デービッド・ウィリアム・ニコルズ

債権申出の公告（第二回）

当社は平成三十年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十七日

大阪市旭区新森四―五―一六

旭鍍金工業株式会社

確定給付企業年金清算人　岩本　昌憲

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十七日

東京都大田区羽田空港三丁目四番二号

ＡＮＡエアポートサービス企業年金基金

代表清算人　後藤　儀孝

訂正公告

平成三十年四月六日（号外第七十八号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、④事務所の所在地「主たる事務所」とあるは「廃止した主たる事務所」の、⑥申出書提出先「北陸地方整備局」とあるは「北陸地方整備局長」の誤りにつき訂正します。

平成三十年四月十七日

石川県金沢市彦三町一丁目一三番四三号

真柄建設株式会社

代表取締役　真柄　卓司

正誤

ページ	段	行	誤	正
三	上	七	勝央郡	勝田郡

（原稿誤り）

平成二十九年三月三十一日（号外第六十九号）経済産業省告示第八十六号（供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

五一ページ上段改正前欄一行目から四〇行目までは次のとおりの誤り。

二　ホース部分と継手部分との接合は、次の(1)及び(2)によること。

(1)　かしめ等により堅固に接合されていること。

(2)　十分な耐圧性能及び気密性能を有するものであること。

五一ページ下段改正前欄一行目から四三行目までは次のとおりの誤り。

四　ゴム管

イ　ゴム管（ロに掲げるものを除く。）の材料は、次の(1)から(3)までによること。

(1)　耐熱性及び難燃性を有するものであること。

(2)　前号イ(2)及び(4)によること。

(3)　内層は耐老化性を有し、かつ、液化石油ガスに侵されないものであること。

ロ　ゴム管（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造

(1)　ホース部分は、イによること。

(2)　継手部分は、前号ロ及びハ（高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ〇七二一附属書2に掲げる接続部の図を除く。）によること。

(3)　ホース部分と継手部分との接合は、前号ニによること。

五　塩化ビニルホース

イ　塩化ビニルホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）材料及び構造

(1)　ホース部分は、次の(i)から(iv)までによること。

(i)　耐熱性、耐候性、難燃性、耐老化性及び耐食性を有するものであること。

(ii)　第三号イ(2)によること。

(iii)　液化石油ガスに侵されないものであること。

(iv)　踏圧に十分耐えるものであること。

(2)　継手部分は、第三号ロ及びハ（高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ〇七二一附属書2に掲げる接続部の図を除く。）によること。

(3)　ホース部分と継手部分との接合は、第三号ニによること。

ロ　塩化ビニルホース（その両端がゴム継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造

(1)　ホース部分は、イ(1)によること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十七日付第八六号六四（第一九五回）衆会索引八ページ●同日付政府調達第七一号一六ページ●同日付ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）